

令和5年度（下期）
静岡市建設発生土処理施設一覧表

令和5年11月10日
静岡市

【留意事項】静岡市記載内容

- 本一覧表は、静岡県建設発生土処理施設一覧表を基に、地山換算単価を表示したものです。
- 本一覧表は、掲載施設の追加、削除、受入条件の変更等があった場合は、静岡県の公表内容に合わせて改定します。
- 建設発生土の土質区分は、国土交通省が示す「土質区分基準」によるものとします。
- 土量の変化率は、国土交通省土木工事標準積算基準書に記載の内容を参考にしています。

【留意事項】静岡県記載内容（静岡県建設発生土処理施設一覧表より）

- 本一覧表は、建設発生土の適正な処理、公平性・透明性の確保、県民への情報公開等の観点から、**県内**の処理施設を公表するものです。
- 本一覧表は、原則4月（上期）と10月（下期）の年2回改定します。ただし、掲載施設の追加、削除、受入条件の変更等があった場合は、その他の月に改定する場合があります。
- 建設発生土受入れ単価欄中の「－」表示は受入不可です。
- 建設発生土の土質区分は、国土交通省が示す「土質区分基準」（巻末参照）によるものとします。
〔第1種：砂・礫、第2種：砂質土・礫質土、第3種：通常の施工性が確保される粘性土、第4種：粘性土、泥土〕
- 建設発生土を処理施設に搬出する場合は、搬出先事業者に対して、盛土条例で規定する「土砂等発生元証明書」及び「土地の利用状況等の調査結果書（地歴資料を添付）」を提出する必要があります。また、当該土砂に汚染のおそれがある場合は、土壌の分析調査を実施し、その結果を搬出先事業者に提出する必要があります。**
- 施設の状況により受入れできない場合があるため、事前に受入れの可否を確認してください。
- 中間処理場を指定処分先とする場合は、当該土砂の最終搬出先を中間処理業者に確認する必要があります。ただし、令和5年5月から開始されたストックヤード運営事業者登録制度により登録されたストックヤードに搬出する場合は、登録ストックヤード事業者が最終搬出先の確認主体となるため必要ありません。
- 「表土等加算額」は草根等雑物を除去等する手間等に係る加算額であり、例えば第3種建設発生土の受入額が3,000円/m³で表土等加算額が1,500円/m³であれば、第3種建設発生土の表土の受入額は3,000+1,500=4,500円/m³となります。
- 備考欄に「*有効利用」と記載のある施設は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の搬出計画情報を入力する際に、搬出先種類として「2.他工（陸）」又は「5.仮置（再）」を選択することができません（有効利用に含まれます）。**
- 法令許可欄は、当該受入地の土地の形質変更に係る関係法令の許可・届出等がなされているものを示しており、表記の内容は次のとおりです。

表記	法令・規則等名	表記	法令・規則等名
盛土条例	静岡県盛土等の規制に関する条例	砂利採取	砂利採取法
土採取条	静岡県土採取等規制条例	農地法	農地法第5条に係る一時転用
宅造規法	宅地造成等規制法	採石法	採石法
林地開発	森林法第10条に係る林地開発	埋立条例	市町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
砂防条例	静岡県砂防指定地管理条例	土地要綱	市町土地利用事業の適正化に関する指導要綱
土対法	土壌汚染対策法	登録ス	ストックヤード運営事業者登録規程

令和5年度(下期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者 連絡先	事業者 住所	施設種類	施設所在地	受入可能量 (m3)	法令許可	受入 時間	建設発生土処付費(円/m ³ :地山の状態) 静岡市公費単価							受入条件	備考			
								第1種建設発生土	第2種建設発生土	第3種建設発生土	第4種建設発生土	岩塊・玉石混り土	軟岩破砕岩	硬岩破砕岩			表土等加算額(第1.2種)	泥土	表土等加算額(第3.4種)
24	(有)帆高建材工業 小坂ストックヤード 054-258-7150	静岡市駿河区 広野 2284-4	ストックヤード	静岡市駿河区 小坂1-37-1	700		8:00~ 17:00	13,200	14,400	16,875	18,750	18,000	16,900	20,800	7,200	20,000	7,500	・ゴミ、がれき等、産業廃棄物混入土は受入不可 ・化学物質による汚染の恐れがあるものは土壌分析調査必要 ・1日あたり最大搬入可能量:300m ³ ・搬入量が多い場合(50m ³ 以上)は事前連絡必要	
25	(有)帆高建材工業 建設残土リサイクル センター 054-258-7150	静岡市駿河区 広野 2284-4	ストックヤード 土質改良プラント	静岡市駿河区 広野1699-1	700	・登録ス	8:00~ 17:00	13,200	14,400	16,875	18,750	18,000	16,900	20,800	7,200	20,000	7,500	・ゴミ、がれき等、産業廃棄物混入土は受入不可 ・化学物質による汚染の恐れがあるものは土壌分析調査必要 ・1日あたり最大搬入可能量:300m ³ ・搬入量が多い場合(50m ³ 以上)は事前連絡必要	
26	坂本建設㈱ 054-363-0220	静岡市清水区 横砂栗町 32-11	処分場(埋立) ストックヤード 土質改良プラント	静岡市清水区 大内150-1	13,000	・埋立条例	(平) 8~17 (夜) 17~23	10,200	11,400	13,125	14,750	10,920	11,830	16,000	4,800	15,500	5,000	・夜間割増 +3,000円 ・ゴミ等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は六価クロム溶出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・最大粒径300mm程度 ・1日あたり最大搬入可能量:200m ³	
27	東海鉱業㈱ 054-278-5111	静岡市葵区 葛志尾 410-1	処分場(埋立) ストックヤード 土質改良プラント	静岡市葵区 葛志尾410-1	200	・盛土条例 ・砂防条例 ・土採取条	8:00~ 16:00	13,200	14,400	18,750	—	18,000	16,900	20,800	9,600	—	10,000	・ゴミ、草、根、木、等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土土砂は受取不可。全種類、含水量の多い土砂受取不可 ・雨天時の受け取り不可。山土(表土)の受取不可。 ・搬入に對しては事前に連絡する。運搬の際は自社指定業者に限定とする。連絡、打合せの無い土砂についてはすべてお断り ・各工事現場の、土壌分析試験表の提出を求める。地歴証明書では受入れが出来ない事もある。他社、最終処分場の値上りがありあつたら、途中値上げも余儀なくされる ・最大粒径15cm以内 ・1日あたり最大搬入可能量:100m ³	
28	中栄建設㈱ 054-291-2161	静岡市葵区 坂ノ上 702-2	処分場(埋立)	静岡市葵区 日向字作り平 1435-1 他1筆	10,000	・砂防条例	8:30~ 17:00	13,800	15,000	19,375	—	18,600	17,550	21,600	3,600	—	3,750	・条例による品質以下の物は受取不可 ・発生元証明・地歴証明の判断により土壌分析調査を求める。 ・搬入車両は弊社指定車両のみ ・土砂条例許可	
29	藤田建材㈱ 054-286-8034	静岡市駿河区 中島747-9	ストックヤード	静岡市葵区 下250-85	700	—	8:00~ 16:30	13,200	14,400	18,750	22,500	18,000	16,900	20,800	9,600	30,000	10,000	・第3種、第4種の含粘土の割合により金額変動する ・全種において含水量により金額変動する ・全種において雑物混入の場合、搬入割合により金額変動する ・汚染の恐れがある場合、土壌分析調査必要 ・事前予約により365日対応可 ・違法改造車両及び土砂運搬禁止車両での受入不可	
30	マーセリサイクル㈱ 054-345-3991	静岡市清水区 堀込 762-3	土質改良プラント	静岡市葵区 北2242-129	—	—	8:00~ 16:30	—	—	—	—	—	—	—	16,000	—	—	・泥土は建設汚泥であれば可 ・土壌の溶出試験基準値内ものに限る ・要土壌分析調査 ・1日あたり最大搬入可能量:50~100m ³	
31	美和砕石㈱ 054-278-2133	静岡市葵区 西ヶ谷 433-6	ストックヤード 土質改良プラント	静岡市葵区 西ヶ谷 433-6外	900	・林地開発	8:00~ 16:30	10,800	11,400	13,750	18,750	14,400	14,300	17,600	4,800	—	5,000	・ゴミ、草、根等雑物混入したものは受取不可 ・セメント系改良土受取不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・最大粒径:200mm以下 ・1日あたり最大搬入可能量:200m ³ ・搬入数量に制限があるため搬入予定3日前までに要連絡、調整。 ・運搬の際は自社指定業者に限定する場合有り ・夜間受入(条件によっては受入可)事前連絡必要 ・夜間割増2,000円/m ³	
32	(有)セレス 庵原中間処理施設 054-361-0111	静岡市清水区 秋吉町 1-25	ストックヤード	静岡市清水区 庵原町221-7	150	—	8:00~ 16:00	11,400	11,400	13,750	16,250	18,000	16,900	20,800	7,200	19,000	7,500	・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・ゴミ等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は受入不可 ・搬入前に要連絡 ・泥土は状況によって受入不可の場合がある ・雨天時の受入不可 ・積荷の多い車両は受入不可 ・1日あたり最大搬入可能量:60m ³	R5.11単価改定
33	(有)セレス 横砂地質研究施設 054-361-0111	静岡市清水区 秋吉町 1-25	土質改良プラント	静岡市清水区 横砂1520	50	—	8:00~ 16:30	11,400	11,400	13,750	16,250	18,000	16,900	20,800	7,200	19,000	7,500	・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・ゴミ等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は受入不可 ・搬入前に要連絡 ・泥土は状況によって受入不可の場合がある ・雨天時の受入不可 ・積荷の多い車両は受入不可 ・1日あたり最大搬入可能量:60m ³	R5.11単価改定
34	(有)セレス 袖師中間処理施設 054-361-0111	静岡市清水区 秋吉町 1-25	ストックヤード	静岡市清水区 袖師町800-2	60	—	8:00~ 16:30	11,400	11,400	13,750	16,250	18,000	16,900	20,800	7,200	19,000	7,500	・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・ゴミ等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は受入不可 ・搬入前に要連絡 ・泥土は状況によって受入不可の場合がある ・雨天時の受入不可 ・積荷の多い車両は受入不可 ・1日あたり最大搬入可能量:40m ³	R5.11単価改定
35	(有)セレス 興津ストックヤード 054-361-0111	静岡市清水区 秋吉町 1-25	ストックヤード	静岡市清水区興 津井上町1804-5	400	—	8:00~ 16:30	11,400	11,400	13,750	16,250	18,000	16,900	20,800	7,200	19,000	7,500	・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・ゴミ等雑物混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は受入不可 ・搬入前に要連絡 ・泥土は状況によって受入不可の場合がある ・雨天時の受入不可 ・積荷の多い車両は受入不可 ・1日あたり最大搬入可能量:60m ³	R5.11単価改定

令和5年度(下期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者 連絡先	事業者 住所	施設種類	施設所在地	受入可能量 (m3)	法令許可	受入 時間	建設発生土処付費(円/m ³ :地山の状態) 静岡県公費単価							受入条件	備考			
								第1種建設発生土	第2種建設発生土	第3種建設発生土	第4種建設発生土	岩塊・玉石混り土	軟岩破砕岩	硬岩破砕岩			表土等加算額(第1.2種)	表土等加算額(第3.4種)	
36	(有)深澤建材 054-336-2740	静岡市清水区 高橋南町 7-48	土質改良プラント	静岡市清水区 折戸3-17	-	-	8:00~ 16:30	9,000	9,600	10,625	11,250	10,200	11,050	13,600	2,400	-	2,500	・土砂以外のゴミ、木屑等不純物のないものに限り ・県土質改良土基準に適合したもの ・科学物質の汚染が疑われる場合、土壌分析調査を求める ・養生土の受入に関しては事前打ち合わせが必須。(土質改良プラントにつき、残土受入量と改良土出荷量のバランスにより受入を中止する場合があります) ・1日当たり最大搬入可能量:60m ³	
37	(有)細澤建材興業 庵原土質改良土 プラント 054-346-6573	静岡市清水区 石川新町 15-16	土質改良プラント	静岡市清水区 庵原町221-9	300	-	8:00~ 17:00	11,400	11,400	13,750	16,250	18,000	19,500	24,000	※	-	-	・ゴミが混入したもの、セメント系改良土受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県土質改良土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・最大粒径350mm ・数量多い場合は要事前連絡 ・1日当たり最大搬入可能量:20m ³ ・※表土等(草根等雑物有り)の受入は15,000円/m ³ (ほぐした状態) ・※表土等(草根等雑物有り)の受入は18,000円/m ³ (地山の状態)	
38	(有)細澤建材興業 大内ストックヤード 054-346-6573	静岡市清水区 石川新町 15-16	ストックヤード	静岡市清水区 大内新田83	500	-	(平) 8~17 (夜) 17~5	11,400	11,400	13,750	16,250	18,000	19,500	24,000	※	-	-	・ゴミが混入したもの、セメント系改良土受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県土質改良土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・最大粒径350mm ・数量多い場合は要事前連絡 ・1日当たり最大搬入可能量:50m ³ ・※表土等(草根等雑物有り)の受入は15,000円/m ³ (ほぐした状態) ・※表土等(草根等雑物有り)の受入は18,000円/m ³ (地山の状態)	
39	(有)細澤建材興業 興津ストックヤード 054-346-6573	静岡市清水区 石川新町 15-16	ストックヤード	静岡市清水区 興津井上町 765-1	500	-	8:00~ 17:00	11,400	11,400	13,750	16,250	18,000	19,500	24,000	※	-	-	・ゴミが混入したもの、セメント系改良土受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県土質改良土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・最大粒径350mm ・数量多い場合は要事前連絡 ・1日当たり最大搬入可能量:50m ³ ・第2、第4土曜、日曜日、祭日は休業 ・※表土等(草根等雑物有り)の受入は15,000円/m ³ (ほぐした状態) ・※表土等(草根等雑物有り)の受入は18,000円/m ³ (地山の状態)	
40	㈱アースシフト 慈悲庵受入場 054-278-8309	静岡市葵区 山崎2-17-16	ストックヤード	静岡市葵区 慈悲庵宇川東 153-1他2	900	・農地法	8:30~ 16:30	11,400	11,400	11,875	14,375	12,600	13,650	16,800	4,800	-	5,000	・ゴミ等雑物混入したもの及びセメント系改良土は受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県土質改良土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・1日当たり最大搬入可能量:150m ³	
41	㈱アースシフト 草木処分場 054-278-8309	静岡市葵区 山崎2-17-16	処分場(埋立)	静岡市葵区 梅ヶ島 字下夕川原 4717-1	9,000	・盛土条例 ・砂防条例	8:30~ 16:30	7,200	7,200	7,500	-	7,200	7,800	9,600	4,800	-	5,000	・ゴミ等雑物混入したもの及びセメント系改良土は受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県土質改良土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・1日当たり最大搬入可能量:250m ³ ・発生元場所により受入れ制限有り(要事前協議)	
42	㈱イシガミ 054-268-9552	静岡市駿河区 東新田4-3-17	ストックヤード	静岡市駿河区 中島1616-1	300	-	8:00~ 16:30	13,200	14,400	16,875	18,750	18,000	16,900	20,800	7,200	-	7,500	・ゴミ、草、根等雑物混入したものの受入不可 ・セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム清出試験を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県土質改良土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・最大粒径150mm・1日当たり最大搬入可能量:100m ³ ・数量制限があるため搬入2日前までに要連絡、調整 ・祝日、土曜は休業する場合がありますため前日までに要連絡	
43	㈱静岡西部建設 054-259-1027	静岡市駿河区 青木188-3	ストックヤード	静岡市駿河区 広野3215-1 外27番	15,000	・盛土条例	8:00~ 16:30	11,400	11,400	15,000	18,750	12,000	13,000	16,000	3,600	30,000	3,750	・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土砂は県土質改良土規制条例に基づく土壌分析調査を求める。 ・ゴミ、根、腐プラ等混入したものは受入不可 ・水比が多い土砂は受入不可・セメント系改良土は受入不可 ・最大粒径200mm・1日当たり最大搬入可能量:200m ³ ・受入れ前に事前連絡 ・積荷の多い車両は受入不可	
44	㈱水永建設 054-296-1298	静岡市葵区 足久保口組 165-1	ストックヤード	静岡市葵区 足久保口組 1723-1、1725、 1726-3	400	-	8:30~ 16:00	10,800	10,800	12,500	15,000	-	-	-	2,400	-	2,500	・受入土砂は県土質改良土による。セメント改良土は不可 ・最大粒径200mm・1日当たり最大搬入可能量:50m ³ ・民間宅地造成工事を施工しており、受入残土は分別しそれぞれに使用。残土受入はストックであり最終処分ではない。 ・盛土条例による在庫数量が1,000m ³ を超えないように入入制限している。	
45	(有)オカムラ運輸 本店 054-335-6238	静岡市清水区 南矢部111-9	ストックヤード	静岡市清水区 南矢部706	200	-	8:00~ 16:00	11,400	11,400	12,500	-	14,400	9,100	14,400	-	-	-	・ゴミ混入は受入不可 ・土壌分析調査必要 ・1日当たり最大搬入可能量:300m ³ ・搬入2日前までに要連絡	
46	(有)オカムラ運輸 長崎営業所 054-335-6238	静岡市清水区 庄福町111-9	ストックヤード 土質改良プラント	静岡市清水区 長崎新田450-1	600	-	8:00~ 16:00	11,400	11,400	12,500	15,000	14,400	9,100	14,400	2,400	10,000	2,500	・ゴミ混入は受入不可 ・土壌分析調査必要 ・1日当たり最大搬入可能量:300m ³ ・搬入2日前までに要連絡	
47	(有)オカムラ運輸 広瀬営業所 054-335-6238	静岡市清水区 庄福町111-9	ストックヤード	静岡市清水区 広瀬702	900	-	8:00~ 16:00	11,400	11,400	12,500	15,000	14,400	9,100	14,400	2,400	10,000	2,500	・ゴミ混入は受入不可 ・土壌分析調査必要 ・1日当たり最大搬入可能量:500m ³ ・搬入2日前までに要連絡	

令和5年度(下期) 建設発生土処理施設一覧表

No.	事業者 連絡先	事業者 住所	施設種類	施設所在地	受入可能量 (m ³)	法令許可	受入 時間	建設発生土処分費(円/m ³ :地山の状態) 静岡市公表単価										受入条件	備考
								第1種建設発生土	第2種建設発生土	第3種建設発生土	第4種建設発生土	岩塊・玉石混り土	軟岩破砕岩	硬岩破砕岩	表土等 加算額 (第1.2種)	泥土	表土等 加算額 (第3.4種)		
48	(有)オカムラ運輸 北営業所 054-335-6238	静岡市清水区 庄福町11-9	ストックヤード	静岡市清水区 河内字片瀬 26-1	900	-	8:00~ 16:00	13,800	13,800	15,000	17,500	16,800	11,700	17,600	4,800	12,000	5,000	・受入土質・含有物の制限あり ・土壌分析調査必要 ・1日当たり最大運搬可能量:300m ³ ・搬入2日前までに要連絡	
49	山陽建材㈱ 054-261-8979	静岡市葵区 西瀬名町1-29	ストックヤード	静岡市葵区 諏訪13-4	800	・農地法	8:00~ 17:00	10,800	10,800	12,500	16,250	12,000	12,350	16,000	3,600	-	3,750	・ゴミが混入したもの、セメント改良土受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・最大粒径300mm ・4t車以下の搬入に限る ・1日当たり最大運搬可能量:100m ³ ・夜間受入は原則不可だが要相談	
50	丸大杉山建材㈱ 054-261-8490	静岡市葵区 川倉 3-19-24	ストックヤード	静岡市葵区 川倉 3-888-1	300	-	8:00~ 16:30	10,800	11,400	13,750	18,750	14,400	14,300	17,600	4,800	-	5,000	・ゴミ、草、根等雑物混入したもの、セメント系等改良土は受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は要土壌分析調査 ・最大粒径200mm ・1日当たり最大運搬可能量:200m ³ ・搬入数量に制限があるため搬入3日前までに要連絡・調整 ・運搬の際は自社指定業者に限定する場合有り ・夜間受取不可	
51	萩原建材㈱ 054-261-6160	静岡市葵区 瀬名川 1-31-35	ストックヤード	静岡市清水区 大内135-1	240	-	8:00~ 16:00	14,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・1日当たり最大運搬可能量:240m ³	
52	(有)知名建材興業 054-288-3141	静岡市駿河区 中島1463	ストックヤード	静岡市駿河区 中島1463	150	-	9:00~ 16:30	9,600	10,200	11,250	11,875	-	-	-	3,600	-	3,750	・ゴミ、草、根等混入したものの受入不可 ・水分を多く含む雑土、産業廃棄物の混入残土受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求める。場合によっては、県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は要土壌分析調査 ・1日当たり最大運搬可能量:50m ³ ・搬入日の連絡を前日までに行うこと ・改道車での進入禁止	
53	(株)スギヨン 054-238-0448	静岡市葵区 北4丁目 6-33	ストックヤード	静岡市駿河区 宮川7-1	200	-	7:30~ 17:00	12,000	12,000	-	-	-	-	-	-	-	-	・第1種・第2種の建設発生土のみ受入可能 ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査を求める ・最大粒径300mm ・1日当たり最大運搬可能量:50m ³ ・搬入数量制限があるため搬入2日前までに要連絡・相談 ・夜間は受入不可	
54	カネモ屋月設備建材 (有) 054-263-6678	静岡市葵区 瀬名川1丁目 14-54	ストックヤード	静岡市葵区 南1丁目 14-7	700	-	8:00~ 17:00	9,600	9,600	12,500	12,500	-	-	-	-	-	-	・ゴミ、葎まじり、根等混入したものは受入不可 ・人為的に化学物質の混入の恐れがある場合は土壌分析調査を求める ・1日当たり最大運搬可能量:100m ³ ・夜間受入不可	
55	(有)前田重工業 054-278-2850	静岡市葵区 山崎2丁目 21-8	ストックヤード	静岡市葵区 慈悲尾 414	400	-	8:00~ 17:00	11,400	11,400	13,750	16,250	11,400	12,350	15,200	3,600	-	3,750	・ゴミ、がれき類、汚泥等、産業廃棄物が混入したものは受入不可 ・化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査を求める ・最大粒径300mm ・1日当たり最大運搬可能量:250m ³ ・受入には事前の打ち合わせと調査期間が必要	
56	(有)イハラ建材 東ストック場 054-236-5855	静岡市駿河区 宮川7-5	ストックヤード	静岡市葵区 東1214-2	300	-	8:00~ 17:00	10,800	10,800	13,750	16,250	-	-	-	-	-	-	・ゴミ、がれき、産廃混じり土等雑物混入したものと及びセメント系改良土は受入不可 ・含水比の高い土砂は受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが汚染の恐れのある土は条例に基づく土壌分析調査を求める ・搬入2日前までに要連絡	R5.11追加
57	(有)イハラ建材 宮川ストック場 054-236-5855	静岡市駿河区 宮川7-5	ストックヤード	静岡市駿河区 宮川7-5	300	-	8:00~ 17:00	10,800	10,800	13,750	16,250	-	-	-	-	-	-	・ゴミ、がれき、産廃混じり土等雑物混入したものと及びセメント系改良土は受入不可 ・含水比の高い土砂は受入不可 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが汚染の恐れのある土は条例に基づく土壌分析調査を求める ・搬入2日前までに要連絡	R5.11追加
58	(有)佐藤興業 0545-37-1777	富士市大淵 1011	ストックヤード	静岡市清水区 庵原町字鶴舞 841-2 841-3 841-4	800	-	8:00~ 16:30	10,800	10,800	13,750	16,250	18,000	19,500	24,000	4,800	17,000	5,000	・ゴミ、草、根等混入したものは受入不可 ・セメント系改良土は穴掘り土留工法を要実施 ・搬入の際、土砂等発生元証明書(地歴)を求めるが、汚染の恐れがある土は県盛土規制条例に基づく土壌分析調査を求める ・人為的に化学物質による汚染の恐れがある場合は土壌分析調査を求める ・最大粒径300mm程度 ・1日当たり最大運搬可能量:150m ³ ・大型車10t以下 ・搬入数量制限があるため搬入3日前までに要連絡・調整。 自社指定業者に限定	

1) 静岡市公表単価は土砂受入れは条件記載がなければ「ほくし状態」である。静岡市公表単価は「地山の状態」である。
 2) 受入れの際は条件記載がなければ県盛土規制条例に基づく「土砂等発生元証明書(地歴:土地利用状況等調査)」を提出するものとする。
 3) 建設発生土の土質区分は国土交通省の規定によるものとする。^{※1}砂、^{※2}礫、^{※3}砂質土、^{※4}礫質土、^{※5}通常の施工性が確保される粘性土、^{※6}粘性土
 4) ^{※7} 雑物を除去等の手間に係る加算額
 5) ^{※8} ダンプに山積みできず、その上を人が歩けないような流動性を呈する状態のもの
 6) ^{※9} セメントや石灰を混合し科学的安定処理したもの。高分子系や無機材料による水分の土中への固定した改良土等
 7) 静岡市が記載した箇所を青色とする。

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令) *1)	細区分*2), 3), 4)	コーン 指数 q _c ^{*5)} (kN/m ²)	土質材料の工学的分類*6), 7)		備考*8)	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) w _n (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	-	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 *水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土*8)		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	-	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
	第3種改良土		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く))	第4b種	200 以上	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
			有機質土	有機質土 {O}	40~80%程度	
			人工材料	改良土 {I}	-	
	第4種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
粘土*1), *9)	粘土a	200 未満	粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
	粘土b		有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
			粘土c	高有機質土	高有機質土 {Pt}	-

- *1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。
- *2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- *3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(粘土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または粘土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。
- *4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- *5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。
- *6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- *7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- *8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- *9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知)
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環産産276 環境省通知)
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。